

LESSON TRANSCRIPT

Video Culture Class: Japanese Holidays #12 Constitution Day

12

5月3日は「憲法記念日」です。1947年のこの日、日本国憲法が施行（しこう）されました。世界の国々でも憲法を採用した日が休日になることが多いですが、日本でも「日本国憲法の施行（しこう）を記念し、国の成長を期（き）する」ことを趣旨とする祝日に指定されています。

憲法が施行（しこう）されたのは5月3日ですが、公布（こうふ）された日はいつでしょうか。

正解はこのビデオの最後に紹介します。

日本の憲法の特徴として、三つの柱が挙げられます。それは、「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」です。5月3日の憲法記念日をはさんで、5月1日から7日までの一週間を憲法週間として、司法省や裁判所、各地方自治体などが、日本国憲法の理念についての認識を深めるための、さまざまな行事を行っています。

近年では憲法改正論議が高まっているため、憲法記念日になると「改憲派（かいけんは）」「護憲派（ごけんは）」がそれぞれ憲法改正に関する世論調査（よろんちょうさ）や講演会などを行ないます。議論の中心となるのは、平和主義に基づいて戦争を放棄すること、そのための戦力を持たないこと、そして交戦権を否認することを宣言した、いわゆる「第9条」です。国際社会の中で役割を果たしつつ、国民が幸せに暮らせる国づくりについて意見が交わされます。

多くの一般的な日本人は、ニュースやラジオなどで憲法記念日であることを再認識します。また、新聞やニュースで憲法に関する様々な意見に触れ、あらためて日本国憲法について考える機会となっています。その一方で、この日は、「ゴールデンウィーク」という連休を構成する祝日の一つですので、気候がよくなった五月の休日を満喫（まんきつ）するというのが一般的な過ごし方と言えるでしょう。

日本国憲法が制定された1948年生まれの子どもは、「憲司（けんじ）」、「憲太郎（けんたろう）」など「憲」の字が入った名前をつけられることが多かったそうです。

さて、ここでクイズの答えです。

正解は憲法記念日の半年前に当たる「11/3」です。この日は「文化の日」という祝日ですが、日本国憲法が平和と文化を重視していることから、文化の日という名称になりました。

いかがでしたか？

はじめて知ったことはありましたか。

皆さんの国では、憲法記念日はありますか。どのようにお祝いしますか。

是非、JapanesePod101.comのコメント欄で教えてくださいね。

それでは、また！